

第1回特別講義「皆で考えよう、エコツーリズム入門国立公園のガイド像」

第1部講演「そこが知りたい！ ガイドと法律」 弁護士 三浦雅生氏

1. 法的責任の基礎理論

法律上の責任がどういうことで発生するか？

法律上の責任は「民事責任」と「刑事責任」の2通りに分けられる。

(1) 民事責任 「全部お金で解決できる問題」

例：ホリエモンが株で失敗した人に何百億かかろうと金さえ払えばそれで解決する。
我々が仮に第三者に損害賠償責任（つまり、お金で償わなければならない責任）を負う場合
というのは、大雑把に「契約責任」と「不法行為責任」という2つ。

例：タクシーに乗った場合の契約責任と不法行為責任

タクシーの運転手さんと我々が会話がはずんでしまい、横断歩道で歩行者に気づくのが遅れ、歩行者をはねてしまった。我々も急ブレーキで前座席の背もたれに鼻をぶつけ、鼻を骨折した。

・ 契約責任（契約関係にある者の間の損害賠償～タクシー会社と乗客の関係）

契約に基づいて発生する責任。

我々がタクシーに乗って「 に行ってください」と言って運転手さんが「はい、わかりました」とドアを閉めた瞬間から、タクシー会社もしくは運転手さんと我々の間に旅客運送契約（旅客を目的地まで安全に運送する義務）というものが発生する。

会話を夢中になって前方をよく見ていなかった 過失

契約違反ということで、我々はタクシー会社または運転手に対して、治療費や急病損害、慰謝料を請求できる。

・ 不法行為責任（契約関係にない者の間の損害賠償～タクシー会社と歩行者との関係）

契約に基づかない、全く赤の他人同士で発生する責任。

歩行者がケガをする、または死亡する。

歩行者と運転手の間には何も契約関係がない。 つまり、赤の他人

民法の709条に不法行為の規定というものがある。

「他人の権利を故意または過失で侵害した場合は、その損害を賠償しなければならない」

歩行者またはその遺族は、タクシー会社または運転手に対して損害賠償請求ができる。

(2) 刑事責任（業務上過失致死傷罪） 「いくらお金があっても解決できない問題」

刑務所に行かなければ解決できない、あるいは、執行猶予期間中は静かにしていないと解決できない問題。

例：ホリエモンが刑務所に入れられる。

タクシーに乗った場合の例で言うと、道路交通法で横断歩道は絶対保護地域。歩行者がいた場合必ず停止しなければならない。ケガの場合、業務上過失致傷。死亡の場合業務上過失致死という刑事責任。

（参考）絶対保護地域である横断歩道で人をはねて死亡させた たいいてい初犯でも実刑。

(3) いわゆる道義的責任と法的責任の関係 「刑法の教科書の中だけの話」

国が人に対して刑罰を科すことができるのは何故なのか？人間の意志というのは自由なのか？

例えば、「あるDNAを持っている人は必ず人を殺す」ということが立証されれば、その人の意思の自由はないのでその人を非難することはできない。

責任の本質を道義的責任と考え、意思の自由がない人に対しては刑務所に入れられないのではないか？という議論になる。

「ミヤザキツトムのDNAの中には幼児を殺すという性格が含まれているのではないか？」

仮にそうであっても、そんな人間を世の中にのさばらせておくわけにはいかない。

意思の自由がないことを前提にして、どこかに隔離するべきなのではないか？

社会的責任論

今のところ、遺伝の問題はあっても、多少生来的な性格があっても、意思の自由はあって、人は人を殺すか殺さないかの自由を持っているのだから、人を殺したときには道義的責任（社会的責任の間違い？（り））があるということで刑罰を科せられる、というのが刑法の理論。

2.ガイド契約の内容

ガイド契約というものが法律に決まっているわけではない。

契約というものは民法の中に13の類型がある。（売買、委任、請負など）

(1)契約 = 申込 + 承諾

13の契約類型だけではなく、申込と承諾が一致すればそれはすべて契約となる。

（「契約自由の原則」）

お客様から申込があつてが我々が承諾をすれば契約書がなくても契約として成立する。

(2)契約の法的効果 債務の発生

債務の具体的内容は、「申込と承諾の意思表示の内容」によって定まる

お客様が申込んだ中身と我々が承諾した中身が契約内容。パンフレットやチラシに書かれた内容が約束事項となる。

・旅行者の債務（代金支払債務、取消の際の取消料支払債務、指導・案内等の受任債務）

・事業者の債務（送迎債務、指導・案内債務）

こういった債務に違反すると、タクシーに乗った場合の例と同様に過失ということで損害賠償義務を負う。

(3)契約違反（債務不履行）の法的効果 損害賠償責任の発生

・「過失」=注意義務違反の規準（ボランティアとプロの違い）

注意とは精神の緊張状態。精神を緊張させているいろいろなことに気を配らなければならない場面で、それを怠った（懈怠）場合を過失という。

誰を基準として精神の緊張状態を判断するか？ 民法では「善良な管理者」

例えば、全国にガイドが5000人いるとすると、ランキング付けして2500番前後が「善良な管理者」ということになる。

昔はプロガイドの場合は「善良な管理者」、ボランティアガイドの場合はその人自身を基準

にするという考え方もあったが、現在では金をとっているかとっていないかは関係ないというのが主流。

・損害の算定 交通事故基準による

損害は「財産的損害」と「精神的損害」の2種類ある。

財産的損害・・・例えば、お客様が崖から落ちて「時計や服が使い物にならなくなったため新しいものを買わなければならない」「ケガをしたため病院に入らなければならない」といったもの。財産的苦痛。

精神的損害・・・例えば、お客様が崖から落ちて「死の恐怖を味わった」「血が出て痛い」「治療のため病院に1ヶ月通わなければならない」といったもの。精神的苦痛。慰謝料。

損害の算定がなぜ交通事故の基準によるか？

一家の大黒柱がなくなった場合、通常3000万円。1ヶ月通院すれば25万円前後。インターネットで「損害賠償基準」や「法律計算機」で検索できる。

3.安全確保債務（安全配慮義務） あらゆる契約にこの義務が発生する。

(1)契約に付随する信義則上の義務 信義則 = 信義誠実の原則 = 特定の間柄である場合、相手方の信頼を裏切らないよう に行動する義務

民法第1条「信義誠実の原則」権利の行使、義務の履行は信義に則り誠実にこれを行わなければならない。

例えば、講義中に隣の人が心筋梗塞の発作で死にそうになっていて、誰も気づいていなくて自分だけがそれに気づいている場合、2通りの行動対応がある。

- ・「何もせずに静かに講義を聴く」
- ・「救急車を呼ぶ」

日本の法律はどちらの行動をとろうとどうでもいいという法律。赤の他人に対しては救助義務がない。日本の法律は自由を守るために最低限度の道徳しか強制しない。

ガイドとお客様の間には、当然信義則が適用になる。 安全確保義務が発生

(2)安全確保債務の範囲 全領域

・企画上の安全確保債務 = 募集対象者に適したコース・アクティビティ・経験を有するガイド等の選定と所要時間の設定等

「年配の方相手に厳しいコースを選んでしまった」

「小・中学生には無理なコースを選んでしまった」

「1度も行ったことないコースに何回も行ったかのごとくガイドする」

「5時間の所要時間がかかるところを3時間で行けますと案内する」 すべて企画上の安全義務違反

・準備上の安全確保債務 = 自然ガイドに必要な経験と知識を有するガイドの養成、シュノーケル・ダイビングボンベ・カヌー等の器具等を使用する場合には、その器具の安全点検等「一定のコースに関する詳しい知識がない」

「ガイドがカヌーに関する経験や知識がない」

「ボンベが錆付いていて爆発した」 すべて準備上の安全義務違反

・実施上の安全確保債務 = 当日の気象状況等による適切な催行実施・中止の判断、出発前の必要・十分な注意点の説明、参加者の属性に見合った適切な指導・案内、危険遭

遇時の適切な誘導

- 「天候が悪いにもかかわらず強行した」
 - 「どういうコースか説明しない」
 - 「迷ったときにどうすればよいか説明しない」
 - 「ヘルメットが必要な参加者に準備しない」
- すべて実施上の安全義務違反

4.消費者契約法による規制

(1)消費者契約 = 事業者と消費者としての個人とのあらゆる種類の契約

(2)事業者の全部免責条項の当然無効

「ツアー中の事故においてガイド並びに主催者は一切の責任を負いません」 無効

危険の伴うツアーの場合の「念書」の記載事項 ・ 危険の内容の説明

「カヌーの上に立ち上がらない」「危険水域には近づかない」など危険について具体的に説明する。

・主催者及びガイドの故意または重大な過失に基づく事故を除いては、主催者及びガイド個人は責任を負いません。

故意・・・わざとお客様を危険な目に遭わす。

重大な過失・・・ごくわずかな注意を払えばわかること。例えば、ガソリンを給油しているそばでタバコを吸うなど。

この2つについては責任を免れることはできない。

(3)取消料（損害賠償額の予約）の上限 = 平均的損害の範囲

契約は一度結んだら取り消せないのが原則。お互いが義務を負うから契約。

ただし、相手方が契約違反をした場合は契約を取り消すことができる。

取消料とは、取消は自由にして、それによって事業者側に発生するであろう損害の平均値をとってお客様にあらかじめ知らせておくもの。 民法「損害賠償額の予約」

ただし、平均値を超えるような取消料を設けた場合、無効になる。

5.「クレーム・事故 ゼロ」のための方策 安全確保義務を守る。

(1)無理のない企画（コース選定、ツアー内容、参加人員に見合ったガイドの確保）

(2)入念な準備（コースの事前確認、使用器具等の点検・整備）

(3)実施に当たっての臆病さ（気象条件によって危険の度合いが異なる場合は具体的危険までは不要）

抽象的危険・・・天候変化など、ある行為において常に想像される危険。

具体的危険・・・ある場面で、ある危険がきているのが予想できるもの。やめなければ過失になる。

(4)募集パンフレットの記載内容の明確化（ツアーガイドの役割、参加者の準備しなければならぬ事項、未成年者に同行する保護者の役割、催行の条件、催行中止の際の補償条件、取消料の要否とその料金体系、事故責任の範囲）

(5)事故発生の際の連絡・対応のマニュアル化

6.事故等の際の対応

(1)今ある危険の除去・回避

(2)事故原因の調査（ガイド・参加者等からの事情聴取）賠償責任を決める上でも重要。メモを取る。

(3)責任の確定と被害者の示談交渉

損害賠償基準に従って示談交渉。

保険会社に連絡してどの程度保険が出るのか確認。

被害者が旅行傷害保険に入っているか確認し、入っていれば保険会社に連絡。

届けておいたほうが刑事責任が軽くなる。

7.旅行業法等におけるガイド事業の位置づけ

(1)旅行業法の登録を要する事業（旅行業法第2条第1項） 基本的旅行業務に当たるか否か？

他人の経営している宿泊施設や交通機関（バス、鉄道、航空機）とお客様の間を取り持つて、どこかから報酬（手数料など）を得ている場合は、旅行業の登録が必要となる。ただし、ペンションを経営していて宿泊料にガイド料を含めて代金をとる場合は、旅行業違反にはならない。

(2)道路運送法の許可の要否

「旅客自動車運送事業を営もうとする者」の解釈

対価を得てお客様を送迎すると道路運送法違反になる可能性はある。

限界事例はあるが、宿泊施設がガイド事業をする上でお客様の便宜をはかるために送迎するのは問題ない。ただし、車で風景を見ながら長い距離を走るといようなものは、定期観光バスとの区別がつかなくなるため、場合によっては道路運送法の許可が必要となる。

作成 渡邊 亮

